

令和7年2月26日

嵐山町議会議長 森 一人 様

文教厚生常任委員長 吉本 秀二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「子どもの権利について」

「外国人の増加に伴う諸課題」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について1月21日、2月13日及び2月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1月21日の委員会について

「子どもの権利について」（北本市行政視察）

出席者：文教厚生常任委員7名、議長、事務局2名

北本市応対者：人権推進課、子育て支援課、教育委員会、議会事務局

視察概要：北本市子どもの権利に関する条例

- ① 制定の契機：令和4年3月、埼玉県で初となる「子どもの権利に関する条例」を可決。同年10月1日施行。小学校廃校手続きに児童の意見聴取がないことを議員が問題視し、子どもの権利についての調査研究が進められ、議会提案条例に至った。議員間の理解には温度差があったが、子どもの権利条例総合研究所代表荒巻重人氏の講演を受講したことから全議員の意識の変化が表れた。
- ② 内容：子どもの権利内容を明確にし、権利を守るための仕組みを定めることで、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指している。子どもの権利擁護・救済制度を設け、子どもの権利擁護委員を置き、調査、調整、更には調査に基づく是正勧告や意見表明の権限を持たせている。また、補助者として、子どもの権利相談員を配置し、子ども等からの相談に対応している。
- ③ 体制：担当部署は2部署。人権推進課は子どもの権利に関する擁護・救済に関する事務を担当。子育て支援課は擁護・救済以外の子どもの権利に関する全般の事務を担当。
- ④ 予算措置（令和6年度）：人権推進課約1,400万円、子育て支援課約52万円。
- ⑤ 相談実績（令和6年度）：新規相談57件、継続相談43件で延べ100件。救済の申し立てはない。

2月13日の委員会について

「外国人の増加に伴う諸課題」（群馬県大泉町行政視察）

出席者：文教厚生常任委員 7 名、議長、事務局 2 名

大泉町対応者：企画部多文化協働課、議会事務局

視察概要：多文化共生のまちづくり

- ① 推移：昭和 61 年の外国人人口は 222 人、人口比 0.6%であったが、平成元年 623 人、平成 2 年 1,315 人、平成 7 年 3,848 人と急増。令和 6 年 1 月末現在、全人口 41,722 人に対し、外国人 8,964 人、人口比 21.49%と人口比率では、日本でも屈指の自治体である。
- ② 増加の背景：平成 2 年に出入国管理及び難民認定法が改正され、定住者在留資格が創設されたことにより、日系人が合法的に就労できるようになった。大手企業の工場立地をはじめ、製造業が盛んな大泉町では、ブラジルやペルーをはじめとした多くの南米系日系人を中心に外国人が増加した。
- ③ 体制：課長以下 6 名、他に通訳として会計年度任用職員を 3 名配置。
- ④ 情報発信・提供の取組み
 - ・全庁で通訳職員を 10 名（ポルトガル語 7 名、スペイン語 2 名、英語 1 名）配置
 - ・多言語版広報紙「GARAPA」発行＝平成 4 年ポルトガル語版、令和 2 年英語版
 - ・多文化コミュニティセンター＝相談業務（通訳職員配置）、ホームページでの情報発信
 - ・多言語対応＝医療問診票（7 カ国）、ごみ出し案内（7 カ国）、防災マップ（2 カ国）
 - ・外国人キーパーソンとの連携＝外国人と日本人との橋渡し「文化の通訳」
- ⑤ 教育（小学校 4 校、中学校 3 校 外国人 22.7%、クラスによっては 4 割）
通常の学級についていけない児童・生徒を対象に、日本語学級を開催し、日本語指導助手 12 名を配置して日本語や生活習慣を指導。

2 月 18 日の委員会について

（1）「子どもの権利について」

子どもの権利条例ありきではないが、子どもの権利を全ての嵐山町民が正しく、深く理解し、子どもの権利施策に反映することが重要である。議会、執行及び町民も一同に専門家の講演を受ける機会を設けることが有効である。また、当委員会としては、議会運営委員会に対し、議会基本条例に子どもの意見表明権に関する条項を加えることを検討するよう申し入れる。

（2）「外国人の増加に伴う諸課題」

大泉町と本町における外国人居住実態が大きく異なり、行政の取組みの違いも鮮明である。しかし、これまでの調査で、本町の外国人人口も労働者不足を背景に大きく増加しており、町内コンビニ店等でも身近に実感できる。そうした状況下で、現実に生活ごみに関する問題も生じており、区長等からの課題の声も上がっている。

外国人との共生社会を目指す行政政策についての町回答も踏まえ、以下の通り提言する。

- ① 多文化共生社会に対応する担当課を分掌事務で明確にすること
- ② 多文化共生社会を嵐山町総合振興計画の次期改正時に入れること

以上、最終報告ならびに中間報告といたします。